（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第四を次のように改める。

別表第四　（第四十条関係）

	型式承認	検定
ふん尿及び汚水処理装置	二四六、九〇〇円	一台につき　一一、三〇〇円
粉砕装置	一六〇、〇〇〇円	一台につき　九、二〇〇円
オイルフェンス	二〇八、〇〇〇円	二十メートル又はその端数につき　一、四〇〇円
油処理剤	九八、七〇〇円	容器又は包装一個につき　一三〇円
油吸着材	一七〇、七〇〇円	容器又は包装一個につき　三九〇円
油ゲル化剤	一七〇、七〇〇円	容器又は包装一個につき　五七〇円
型式の変更の承認		一件につき　九、三〇〇円
検定合格証明書の交付		一通につき　一、五五〇円
検定合格証明書の再交付		一通につき　三一、一〇〇円

別表第五を次のように改める。

別表第五　（第四十条関係）

	型式承認	検定
ふん尿及び汚水処理装置	二四六、七〇〇円	一台につき　一一、〇〇〇円
粉砕装置	一五九、八〇〇円	一台につき　九、一〇〇円
オイルフェンス	二〇七、八〇〇円	二十メートル又はその端数につき　一、四〇〇円
油処理剤	九八、六〇〇円	容器又は包装一個につき　一三〇円
油吸着材	一七〇、五〇〇円	容器又は包装一個につき　三九〇円
油ゲル化剤	一七〇、五〇〇円	容器又は包装一個につき　五七〇円
型式の変更の承認		一件につき　九、一〇〇円
検定合格証明書の交付		一通につき　一、三五〇円
検定合格証明書の再交付		一通につき　二、八五〇円

（船舶等型式承認規則の一部改正）

第三条　船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一　（第3条、第29条関係）

			型式承認（単位　円）	検定（単位　円）
型	小型船舶	旅客船以外のもの	742,200 553,100	1隻につき　17,100 〃　12,700
	小型船舶の船体	長さ3メートル未満のもの	189,800	1隻につき　3,850
		長さ3メートル以上5メートル未満のもの	295,300	〃　7,600
		長さ5メートル以上のもの	416,700	〃　11,000
	倉口蓋、板	鋼製のもの　50平方メートル未満	132,300	1式につき　7,800
		50平方メートル以上100平方メートル未満	187,100	〃　9,300
		100平方メートル以上200平方メートル未満	271,300	〃　11,300
		200平方メートル以上	355,400	〃　14,500
		木製のもの	132,300	1枚につき　180
	倉口覆布		125,400	1枚につき　1,550
	倉口覆布の布地		70,500	50メートル又はその端数につき　300
	倉口覆布の防水布地		70,500	〃　190
	倉口覆布の防水剤		59,900	18リットル又はその端数につき　300
	舷窓		88,100	1個につき　150
	不燃性材料		62,500	1個につき　380
	防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料		146,900	1個につき　1,300
	火災の危険の少ない家具及び備品		78,500	1個につき　1,150
	防火戸の動力開閉装置		91,900	1個につき　2,600
	冷却装置の管装置の防熱材		77,600	1個につき　220
	冷却装置の防熱材の防湿用表面材		77,600	〃　220
	冷却装置の防熱材の接着剤		77,600	〃　230
	表面仕上材		88,300	1個につき　230
	高速排気装置		203,100	1個につき　1,250
	フレームアレスタ		173,800	1個につき　640
	船体用材料	プラスチック樹脂	204,200	180リットル又はその端数につき　210
		ガラス繊維　ローピング	180,200	10キロメートル又はその端数につき　20
		ガラス繊維　ロービングクロス又はチョップドストランドマット	180,200	50メートル又はその端数につき　100
		ゴム布	201,600	50メートル又はその端数につき　410
	内燃機	連続最大出力が18キロワット未満のもの	243,100	1個につき　5,800
		〃　18キロワット以上37キロワット未満のもの	279,300	〃　10,300